

J R 東海労働組合新幹線関西地「発」第7号
2019年3月4日

株式会社関西新幹線サービス
代表取締役社長 清水 厚真 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「新大阪第一事業所における要員」に関する申し入れ

貴社におかれましてはご清栄のことと存じ上げます。

年休の取得に関して新大阪第一事業所では、いわゆる多客期に行われていた労基法違反の「年休の抑制」が解消され、昨年12月から申込者による抽選が行われるようになった。

しかし、12月に2日間、1月で5日間、数名が会社によって時季変更権を行使され年休を取得できない事態が発生した。

特に1月1日は、抽選で1番に当たったにも関わらず時季変更権が行使されるという事態であった。第一事業所の山崎科長によれば「人がいない」「予備要員はゼロ」「休日出勤する人が一人もいなければ年休は一人も出ない」とのことであった。

250名を優に超える要員規模の事業所で、このような事態は常識的には信じられないことであり極めて遺憾であると考えます。

よって、下記の内容で申し入れをするので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 各事業所の必要要員及び予備要員をそれぞれ明らかにすること。
2. 各事業所の年休取得率を明らかにすること。
3. 新大阪第一事業所で抽選で1番に当たったにも関わらず、時季変更権が行使された理由は何らか明らかにすること。
4. 抽選で1番に当たった人に時季変更権を行使する一方で、年休で休んだ人もいたのが事実である。その理由を明らかにすること。
5. 「理由によっては考慮する」ということがあるのか、明らかにすること。
6. 今後、抽選で1番でも時季変更権を行使することなどないよう必要な要員を確保すること。

以上

